平成２３年（フ）第２０９６号
横浜市磯子区洋光台３丁目13番３―807号
債務者　小山　貴之
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４８７号
東京都葛飾区立石６丁目14番３号
破産者　矢野　岑生
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第４５４４号
最後の住所京都府舞鶴市字市場740番地の３
破産者　被相続人亡大谷泰孝こと　崔泰秉相続財産
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２８２号
大阪市中央区久太郎町１丁目９番26号
破産者　株式会社ダイナックスジャパン
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９０号
山形県米沢市通町８丁目２番43号
破産者　株式会社ケムシー
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１５３号
金沢市黒田１丁目28番地３
破産者　有限会社シミズアート社
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２３２号
三重県津市河芸町東千里708番地
破産者　有限会社千里組
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８４９号
岡山市南区西高崎５番地52　ダンデライオン302
破産者　池田　保子
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２号
広島県福山市鞆町後地1654番地の７
破産者　株式会社嘉肴庵
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４２４号
熊本県水俣市南福寺994番地10
破産者　株式会社マック
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８１４号
盛岡市西松園３丁目12番11号
破産者　久保　正昭
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第９７３号
大阪府河内長野市市町1102、住民票上の住所大阪府河内長野市市町513番地
破産者　森浦　久美
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
大阪府藤井寺市沢田１丁目10番11号、前住所大阪府羽曳野市河原城911番地の20
破産者　中村　俊一
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０８４号
大阪府富田林市高辺台３丁目３番17―105号
破産者　篠原　浩樹
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第８２号
愛媛県宇和島市新田町２丁目２番17号　四国電力新田寮
破産者　上甲　輝彦
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第４９８号
佐賀県佐賀市久保田町大字新田767番地
破産者　小森　武昭
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
山梨県甲府市住吉２丁目１番２号
破産者　輿水　惠典
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４１号
長崎県西彼杵郡時津町浦郷280番地３　サンハイツ201、開始決定時の住所長崎県長崎市南山手町14番28号
破産者　松尾　康博
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
長崎県長崎市平和町５番25号　弘誠ビル403号、開始決定時の住所長崎県長崎市川口町12番１―306号
破産者　吉田　大和
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係